



一人ひとりの 命とこころを支える計画

(高山市第2期自殺対策計画)



令和7年3月
高山市



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2

第2章 高山市における自殺の現状と課題

1. 自殺死亡率と自殺者数の推移	3
2. 性別の比較	4
3. 年代別の比較	4
4. 同居の有無	5
5. 職業の状況	6
6. 原因・動機の内訳	7
7. 自殺未遂歴の有無	8
8. 現状と課題	9

第3章 自殺対策の取り組み

1. 目指す姿	10
2. 取り組みの共通認識	10
3. 市民、関係機関・団体、市などが果たすべき役割	10
取り組みの体系図	12
4. 基本的な取り組み	13
(1) ネットワークの強化	13
(2) 人材の育成	15
(3) 相談体制の充実	16
(4) 市民への啓発と周知	18
(5) 命とこころを支える環境づくり	19
5. 課題別の取り組み	21
(1) 心身の健康の保持増進	21
(2) 家庭問題に関する支援	23
(3) 働きやすい環境づくり	25
(4) 経済的な支援の充実	26
自殺対策の視点を持った取り組み	27

第4章 自殺対策の推進体制等

1. 自殺対策の推進体制 -----	32
2. 相談先一覧 -----	33

第 1 章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

国は、平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定し、これを機に「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識され、社会全体で自殺対策を総合的に推進するようになりました。また、「自殺総合対策大綱」においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるとして、社会的かつ総合的な取り組みの必要性を述べています。

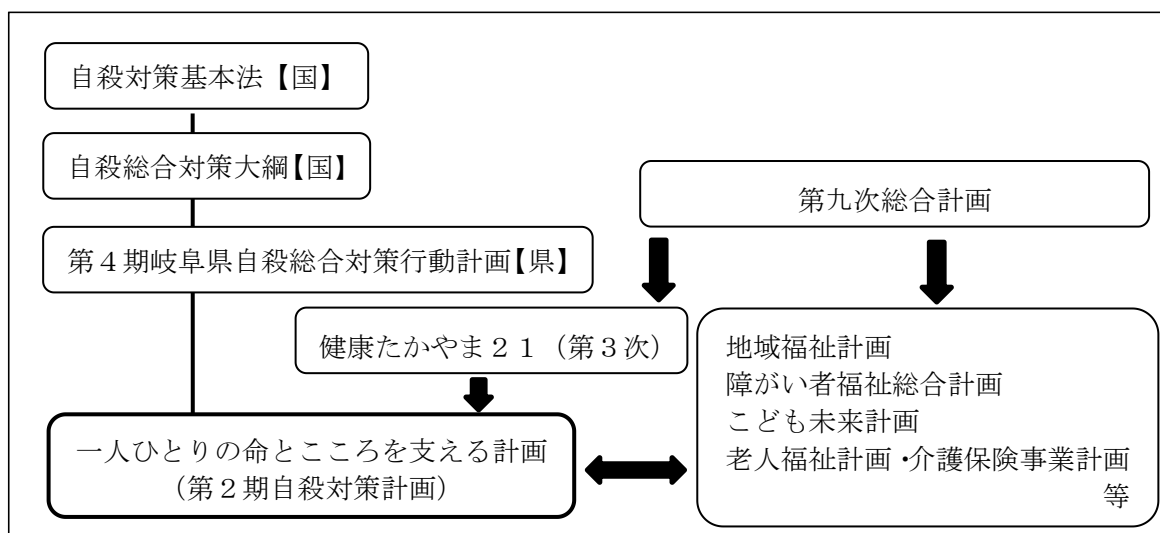
自殺の背景には、うつ状態や様々な精神疾患などの精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。また、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの希薄化、役に立たないのではないかとといった役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な心理状態に追い込まれてしまったりすることが考えられます。このような背景から自殺を考えてしまうことは「誰にでも起こり得る危機」と言えます。

本市においては、市民一人ひとりが理解を深め、共に取り組むことで「誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現」を目指して、平成 31 年 3 月に「一人ひとりの命とところを支える計画（高山市自殺対策計画）」を策定し、関係機関と連携して取り組んできました。

現計画の計画期間終了に伴い策定する「一人ひとりの命とところを支える計画（高山市第 2 期自殺対策計画）」は、本市のこれまでの取り組みや社会情勢の変化、市民や関係機関・団体からの意見を踏まえ、国の新たな自殺総合対策大綱に基づき、市民一人ひとりが自殺に関する理解を深め、誰も自殺に追い込まれることのない高山市を継続して目指していけるよう、市民や関係機関・団体と市が協働して取り組む計画として策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき、国の「自殺総合対策大綱」、「岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえ、「健康たかやま21」等の関連計画と整合を図りながら、市民一人ひとりが自殺に関する理解を深め、誰も自殺に追い込まれることのない高山市を目指し、市民や関係機関・団体と協働して取り組む計画として策定します。



3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の取り組みを定めます。

なお、進捗管理については、高山市健康づくり推進協議会専門部会や高山市自殺対策計画推進本部会議などによる意見交換や、自殺に関する統計などを参考に、毎年新たな課題の整理を行っていきます。また、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」の見直しなど、国の動向を注視し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

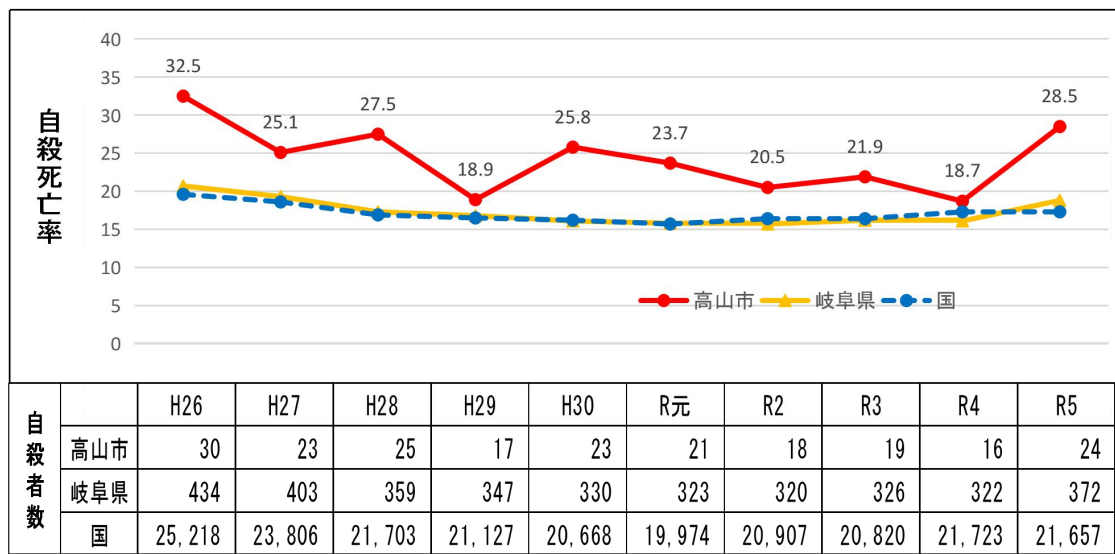
第2章 高山市における自殺の現状と課題

1. 自殺死亡率と自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和4年までは緩やかに減少傾向でしたが、令和5年は増加しました。自殺死亡率は、国や県と比較すると高い状況が続いています。

【図1 自殺死亡率と自殺者数の推移】

* 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数



*自殺者数の単位：人

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

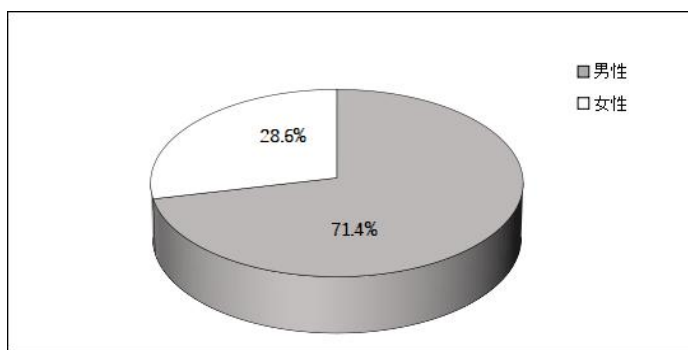
自殺に関する統計には、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の2種類があります。高山市では、厚生労働省が警察庁から提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて集計を行い作成している「自殺統計：地域における自殺の基礎資料 確定値」（自殺日・住居地）（以下「地域における自殺の基礎資料」という。）を使っています。

	警察庁「自殺統計」	厚生労働省「人口動態統計」
調査対象	日本における外国人も含む総人口	日本国内に居住する日本人
調査時点	捜査等により自殺であると判明した時点で計上	自殺か不明の時は原因不明の死亡等で処理し、後日自殺と判明した場合は遡って計上
計上地点	（自殺死体の）発見地	（住民票がある市町村）住所地

2. 性別の比較

令和元年から令和5年までの5年間における自殺者数の合計を性別で見ると、男性の自殺者数は女性に比べて多いことがわかります。これは、国や県においても同様の傾向です。

【図2 市における自殺者の性別(R元年～R5年計)】



【表1 国・県・市の自殺者の性別
(R元年～R5年計)】

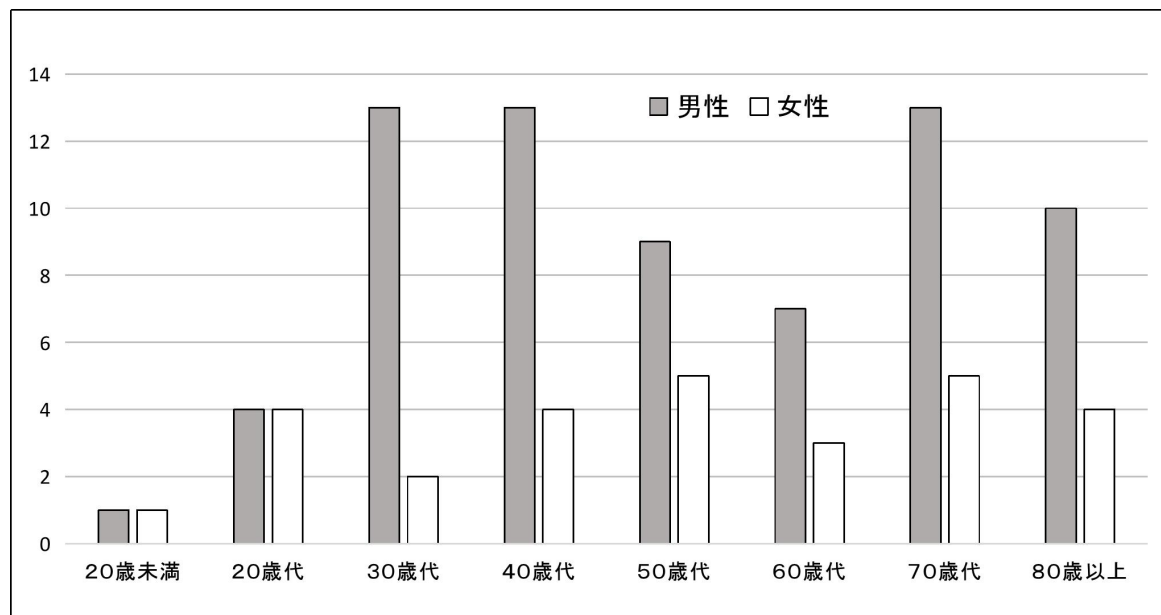
	男 性	女 性
高山市	71.4%	28.6%
岐阜県	68.6%	31.4%
国	67.5%	32.5%

出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3. 年代別の比較

自殺者数を性別・年代別に令和元年から令和5年までの5年間の合計で見ると、男性は、30歳代・40歳代及び70歳代以上に多いことがわかります。女性は、20歳未満は少ないですが、そのほかの年代では、大きな差は見られません。

【図3 市における性・年代別自殺者数(R元年～R5年計)】



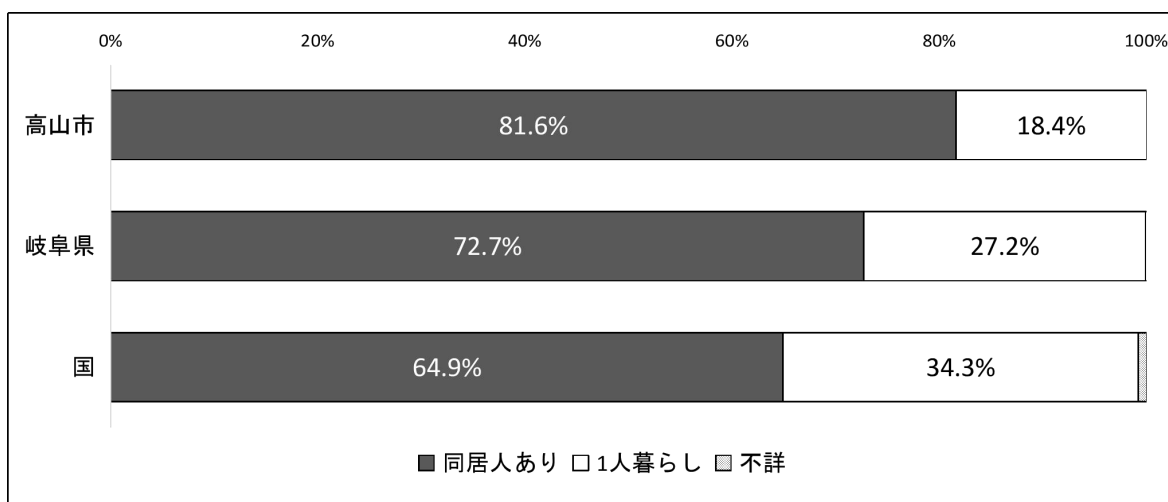
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4. 同居の有無

令和元年から令和5年までの5年間の自殺者の総数を同居の有無で比較すると、同居人のある人が約82%を占め、国や県よりも割合が高くなっています。

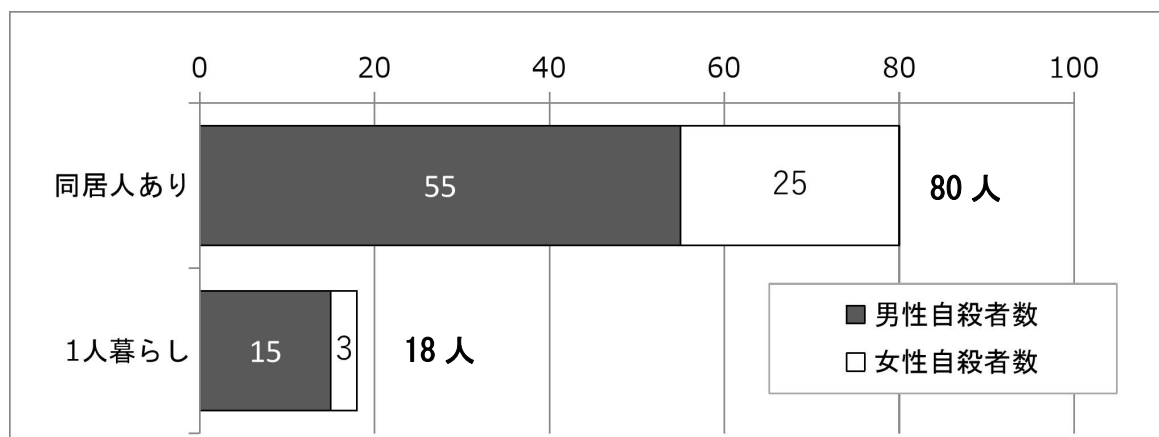
また、同居人のある自殺者とひとり暮らしの自殺者を比較すると、女性は男性に比べ、同居人のある自殺者数が多いことがわかります。

【図4 自殺者の同居人の有無(R元年～R5年計)】



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【図5 同居の有無で比較した市の自殺者数(R元年～R5年計)】

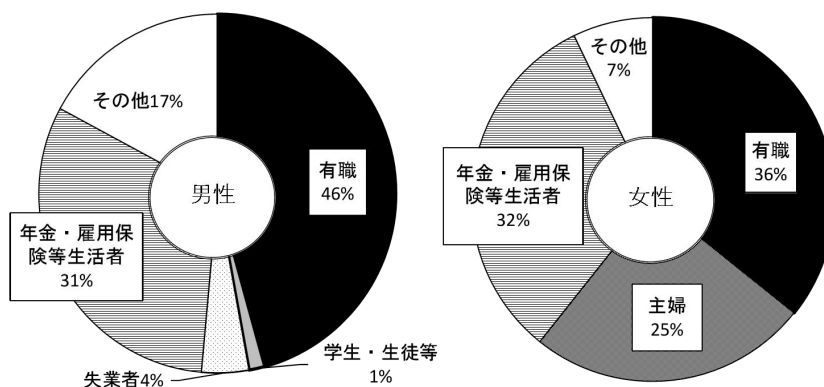


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5. 職業の状況

令和元年から令和5年までの5年間の自殺者の職業の状況をみると、男性で46%、女性で36%が職業を持つ人であり、年金や雇用保険等で生活している人は、男性は31%、女性は32%です。

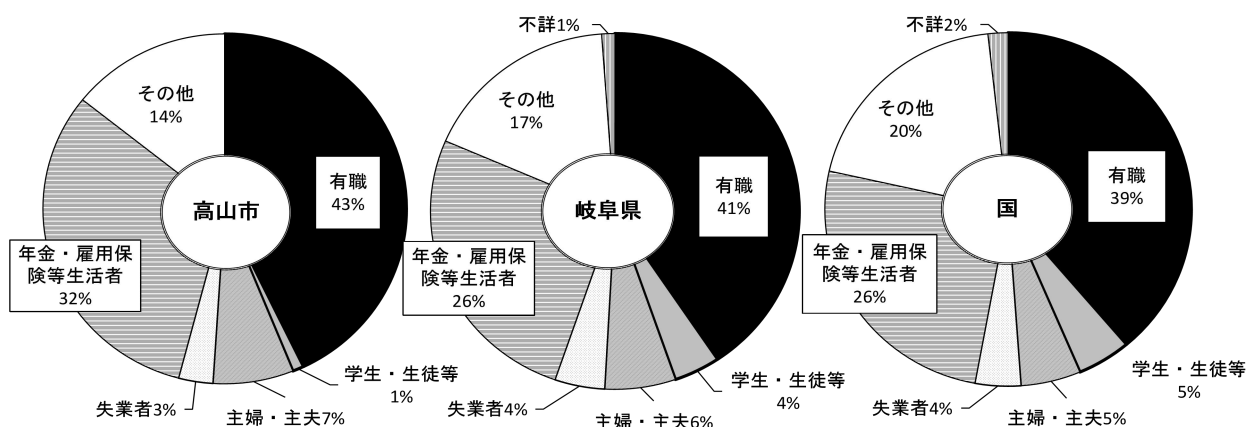
【図6 市における自殺者の職業の状況(R元年～R5年計)】



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺者の職業を国、県と比較すると、職業を持つ人や年金・雇用保険等生活者の割合が、国や県と比べて高いことがわかります。

【図7 自殺者の職業の比較(R元年～R5年計)】

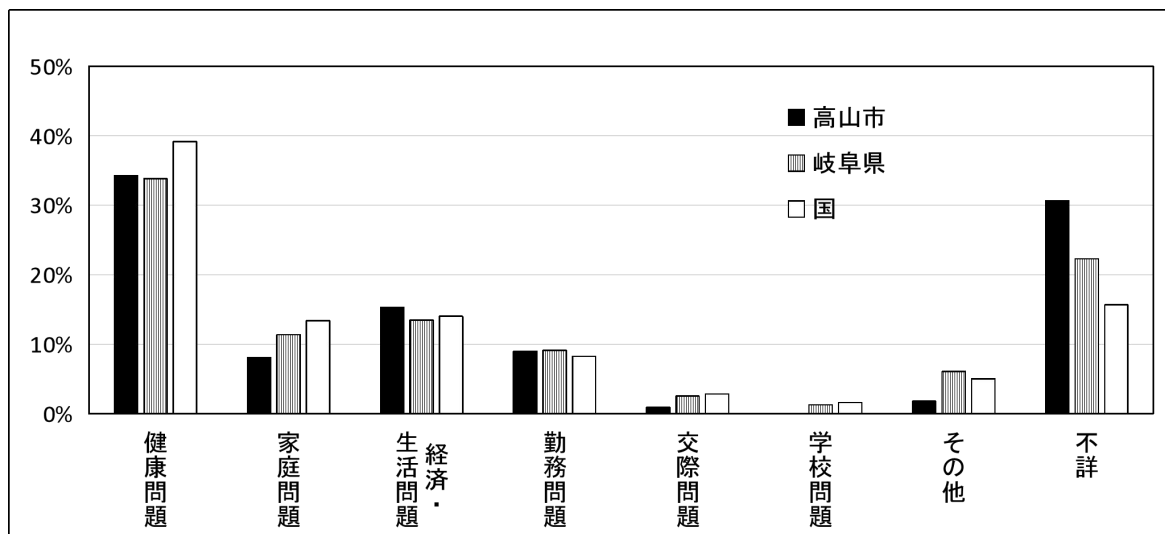


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

6. 原因・動機の内訳

令和元年から令和5年までの5年間の自殺者数を原因・動機別にみると、健康問題の割合が最も高く、国や県と比較すると、経済・生活問題の割合が高くなっています。家庭問題の割合は、国や県より低くなっています。

【図8 自殺の原因・動機(R元年～R5年計)】



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

原因・動機の内容は次のようなものです。

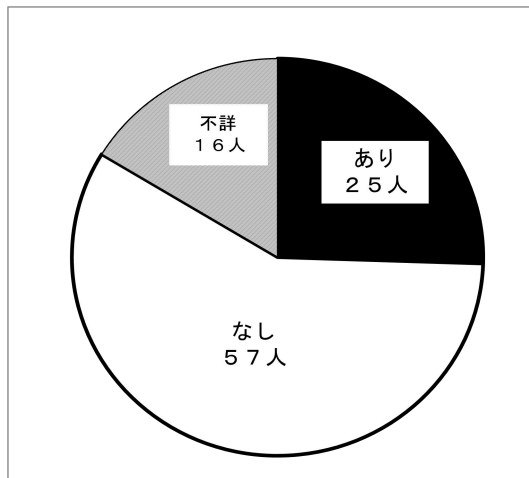
- 健康問題 身体やこころの健康・障がいに関する悩み、病気の影響によるものなど
- 家庭問題 親子や夫婦をはじめとする家族間の不和、家族からのしつけや叱責、家族の死亡、家族の将来への悲観、子育ての悩み、介護・看病疲れ、被虐待など
- 経済・生活問題 事業不振や倒産、失業や就職の失敗、生活苦、負債など
- 勤務問題 仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れなど
- 交際問題 結婚や交際をめぐる悩み、失恋や不倫など
- 学校問題 入試や進路に関する悩み、学業不振、教師や友人との人間関係の悩み、いじめなど
- その他 犯罪の発覚や犯罪被害、後追い自殺、孤独感、近隣関係の悩みなど
上記以外の原因・動機によるもの

7. 自殺未遂歴の有無

令和元年から令和5年までの5年間の自殺者を自殺未遂歴の有無でみると、自殺未遂歴のあった人が25人となっています。

自殺未遂歴のあった自殺者数の割合は25.5%と、国や県よりも高い値となっています。また、男性よりも女性に自殺未遂歴のある人の割合が高くなっています。

【図9 市における自殺者の自殺未遂歴の有無(R元年～R5年計)】



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【表2 自殺未遂歴のあった自殺者の割合(R元年～R5年計)】

	計	男性	女性
高山市	25.5%	20.0%	39.3%
岐阜県	17.7%	13.6%	26.8%
国	19.5%	14.6%	29.7%

出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

8. 現状と課題

本市の自殺の現状と課題は次のとおりです。

(1) 現状

- ① 自殺死亡率は、令和4年までは緩やかに下降傾向であったが、令和5年は増加した。国や県と比較して高い。
- ② 自殺者の男性の割合が女性より高いのは、国や県と同様の傾向である。
- ③ 自殺者数を性別・年代別にみると30歳代・40歳代の男性、70歳代以上の男性が多い。
- ④ 自殺者数の同居の有無をみると、同居人がいる人が8割を超える。
- ⑤ 自殺者の職業をみると「有職」が43%「年金・雇用保険生活者」が32%と、国や県より割合が高い。
- ⑥ 自殺の原因・動機では、「健康問題」の割合が最も高く、国や県と比べて「経済・生活問題」の割合が高い。「家庭問題」の割合は国や県よりも低い。
- ⑦ 自殺未遂歴のあった自殺者数は、令和元年から令和5年で25人であった。国や県と比べると未遂歴のあった自殺者の割合は高い。

(2) 課題

関係機関と連携した取り組みなどにより、令和4年までは自殺死亡率は緩やかに下降傾向でしたが、依然として国や県より高い状況が続いています。

自殺に至る原因や動機として、「健康問題」や「経済・生活問題」の割合が高くなっていますが、核家族化等により子育て当事者が周囲のサポートを受けにくくなっており、支援を必要とする妊産婦等の増加、8050問題・ヤングケアラー・育児と介護のダブルケア等のように、複雑化・多様化した課題も増加しています。また、30歳から40歳代の働く世代の男性に自殺者が多く、職場環境が要因になっていると考えられます。

上記の現状からは市の自殺者の傾向や特徴がわかりますが、実際には日常の様々な場面で危機的な心理状態に陥った人の心情や背景は理解されにくく、身近な人であっても自殺を考える人に気づくのは難しいのが現実です。また、同居人がいた自殺者が全体の8割を超えること、自殺者の4割以上が職業を持つ人であることから、家族や同僚の自殺によって、計り知れない悲しみや苦痛を感じる人々が周囲にいることにも配慮しなければなりません。

現状を踏まえて市民一人ひとりが、自殺は誰もが当事者になり得ることを理解し、自殺対策基本法第9条にある「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮」して、様々な視点から取り組む必要があります。また、自殺に至る原因や動機となる「健康問題」「家庭問題」「勤務問題」「経済・生活問題」といった課題については、引き続き地域全体で重点的に取り組む必要があります。

第3章 自殺対策の取り組み

1. 目指す姿

誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現

互いに認め合い、自己肯定感や信頼できる人間関係を持つことができる社会、危機を回避するための支援がある社会、誰ひとりとして自殺という手段によって命を失うことのない社会の実現を目指します。

2. 取り組みの共通認識

自殺は、様々な悩みを抱え、心理的に追い込まれた末の行動であることから、市民、関係機関・団体、市などが次のことを共有する中で、協働して取り組みます。

- 自殺は、個人的な問題としてではなく、社会的な問題として地域全体で取り組むことが重要です。
- 悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。
- 家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなぎ、見守ることが重要です。

3. 市民、関係機関・団体、市などが果たすべき役割

「誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現」を目指し、それぞれが「取り組みの共通認識」を共有し、果たすべき役割を認識した上で協働して取り組みます。

(1) 市民の役割

市民は、自殺の状況や自殺対策に対する理解と関心を深めるとともに、自殺は誰もが当事者となり得る問題であって、悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず誰かに相談することが大切であるということを理解し、自らのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対応することが求められます。

(2) 関係機関の役割

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する機関や専門職の団体などは、それぞれの活動内容を活かし自殺対策に参画することが求められます。

（３）民間団体の役割

地域で活動する民間団体は、直接自殺予防を目的とする活動だけでなく、保健、医療、福祉などの地域活動が、地域の支え合いや見守り体制の強化につながることから、それぞれの活動内容を活かし自殺対策に参画することが求められます。

（４）企業の役割

企業は、雇用する労働者のこころの健康の保持及び身体の安全の確保を図ることなどが、自殺対策において重要な役割を果たすことを認識し、自殺対策に参画することが求められます。

（５）市の役割

市民一人ひとりの身近な行政主体として、市民に対する普及啓発や相談支援、生きがいづくりや居場所づくりなど、市民の暮らしに密着した自殺対策を推進し、地域における自殺対策をコーディネートする役割を担います。

取り組みの体系図

目 指 す 姿

誰も自殺に追い込まれることのない高山市の実現

取り組みの共通認識

自殺は、様々な悩みを抱え、心理的に追い込まれた末の行動であることから、市民、関係機関・団体、市などが次のことを共有する中で、協働して取り組みます。

- 自殺は、個人的な問題としてではなく、社会的な問題として地域全体で取り組むことが重要です。
- 悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。
- 家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなぎ、見守ることが重要です。

取組内容

- | | |
|-------------------|--|
| 【基本的な取り組み】 | <ul style="list-style-type: none">(1) ネットワークの強化(2) 人材の育成(3) 相談体制の充実(4) 市民への啓発と周知(5) 命とところを支える環境づくり |
| 【課題別の取り組み】 | <ul style="list-style-type: none">(1) 心身の健康の保持増進(2) 家庭問題に関する支援(3) 働きやすい環境づくり(4) 経済的な支援の充実 |

4. 基本的な取り組み

(1) ネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮するには、市民、関係機関・団体、市などが協働し取り組みを進める必要があります。そのため、地域や庁内におけるネットワークを強化し、互いに支え合う地域づくりを目指します。

①関係機関・団体などとの連携の推進

・庁内の関係部（局、署）で構成する「高山市自殺対策計画推進本部」を開催し、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進します。【健康推進課】

・高山市健康づくり推進協議会及び専門部会において、関係機関・団体、学識経験者や医療などの専門家と現状・課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを推進します。【健康推進課】

・地域で活動する様々な主体が連携し、問題や悩みを抱える市民に気づくことができるよう、情報発信や学習機会の提供などの取り組みにより地域全体の意識醸成を図ります。【協働推進課、健康推進課】

・社会福祉協議会の見守り推進活動との連携により、孤立や孤独を防ぎ、地域の見守り体制の強化を図ります。【福祉課】

・民生児童委員による世帯訪問などにより、地域で不安や悩みを抱える人に気づき、その人に合った適切な支援や相談機関につなげ、地域の見守り体制の強化を図ります。【福祉課、こども家庭センター、高年介護課】

・保健・医療・介護・福祉・地域に関わる関係者などで構成する地域ケア会議を定期的
に開催し、多職種が連携して地域の高齢者の個別課題の解決に向け取り組むとともに、
継続した見守りにつなげます。【高年介護課】

・高山市要保護児童等対策地域協議会において、虐待が疑われる児童生徒や、支援対象
世帯で自殺リスクが高いと思われる保護者などについて、早期支援につなげられるよ
う関係機関との連携強化を図ります。【こども家庭センター】

・市内小中学校代表者、警察、主任民生児童委員などで構成する高山市小中学校いじめ
問題対策協議会や高山市小中高特生徒指導研究協議会などを開催し、いじめの未然防
止、生徒指導事案などの早期発見・早期対応を図ります。

【学校教育課】

- ・専門医による不登校傾向の児童生徒に対する早期発見、早期対応のための体制づくりを強化します。

【学校教育課】

(2) 人材の育成

様々な悩みが複雑に関係し、追い込まれた末の行動である自殺を防ぐには、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の取り組みを充実させる必要があります。

地域や職場などで身近な人の悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守るといった適切な対応ができる人材の育成を図ります。

①適切な対応ができる人材の育成

- ・市民や相談事業に携わる専門職、教育関係者、日頃から市民の見守り活動等に尽力している民生児童委員、地域ボランティア、市職員、市内事業所等、様々な分野を対象に講座を開催し、ゲートキーパー*を育成します。【健康推進課】

②医療、保健福祉、心理などに関する専門家を目指す学生への支援

- ・将来の医療人材の育成・確保につなげるため、飛騨地域の高校生が医療従事者と交流などができる機会を提供します。【医療政策課】

- ・地域の医療人材の育成・確保につなげるため、大学と共同で市内の医療機関をフィールドに医療者教育を展開します。【医療政策課】

- ・学生育英資金（奨学金）の貸付けにより、経済的な負担の支援を行います。

【教育総務課】

③相談員の資質向上

- ・業務に携わっている担当者が、地域の身近な相談窓口の役割を担えるよう、県などが実施する各種研修会などを通じ、相談員の資質向上に取り組みます。【関係各課】

- ・悩みを抱える人を支援する地域の支援者のスキルアップと、こころの健康の保持に向け、各種研修会などを通じ、ストレスケアなどの知識の普及に取り組みます。

【関係各課】

- ・教育相談主任、特別支援コーディネーターや生徒指導担当者などを対象とした研修により、児童生徒の問題の早期発見・早期対応をすすめ、いじめや自殺の未然防止を図ります。【学校教育課】

*ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

(3) 相談体制の充実

悩みやストレスを感じたら、一人で悩まず、誰かに相談することが重要です。また、市民一人ひとりが、身近な人の悩みに気づき、専門の相談機関へつなぐことも重要です。

そのため、悩みを抱えた人が気軽に相談できる場の確保や、悩みを抱える背景にある様々な問題解決への支援として相談体制の充実を図ります。

自殺に至るまでには、複数の原因や動機を抱えていることが多く、一つの相談機関で解決できないこともあり、まずは相談を受けた機関がしっかりと受け止め、適切な相談機関につなぐことができる体制づくりを目指します。

①重層的な支援体制の整備

- ・市民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、各支援機関との連携体制を強化し、支援対象者の属性や世代を問わない包括的な支援体制を整備します。

【福祉課、こども家庭センター、高年介護課】

- ・多機関による協働をコーディネートする人材を配置し、庁内や各支援機関による分野を超えた支援体制の構築を図ります。

【福祉課】

②相談支援の充実

- ・様々な悩みに関する相談を受ける福祉サービス総合相談支援センターを設置し、相談体制の充実を図ります。

【福祉課】

- ・児童生徒や保護者がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにすぐに相談できる環境を整えます。

【学校教育課】

- ・児童生徒が、教員をはじめ保健相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員など誰にでもいつでも相談できる環境を整えます。

【学校教育課】

- ・こころの不調や日常生活の困りごと、多重債務を含む消費生活上の問題などに応じた相談体制の充実を図ります。

【関係各課】

③自殺未遂者への支援

- ・医療機関や関係機関との連携体制やネットワークの構築を進め、自殺未遂者と家族の精神的ケア及び生活支援を県と連携して行います。

【健康推進課】

④遺された人への支援

- ・大切な人を自殺で亡くされた遺族が同様の体験を持つ人と出会い、気持ちを分かち合う自死遺族会の情報などを広報紙などで周知し、遺された人がその人らしい生き方を再構築できるように支援を行います。

【健康推進課】

- ・病気や事故などにより家族を亡くされた人に、こころの不調や悩みに対する相談支援を行います。

【健康推進課】

※ 33 ページ「相談先一覧」参照

(4) 市民への啓発と周知

自殺は誰もが当事者となり得る問題であることや、うつ病などの精神疾患は、誰もがかかる可能性があるところの病気であることについて、市民の理解を十分に得る必要があります。

家族や仲間の悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るといった市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう啓発します。

①正しい知識の普及啓発

- ・精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めたところの健康保持のための情報等を、広報紙（広報たかやま）や市ホームページなど様々な情報媒体を活用して啓発を行います。【健康推進課】

- ・9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館などに啓発用コーナーを設置し、啓発を行います。【健康推進課】

- ・ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人ということを周知していくとともに、市民一人ひとりが身近なゲートキーパーとして適切な対応をすることができるように、ゲートキーパーの育成・普及を推進します。【健康推進課】

②相談先情報の周知

- ・市ホームページなど様々な情報媒体の活用、各種イベントでのリーフレットの配布などにより、相談先情報の周知を図ります。【健康推進課】

- ・パソコンや携帯電話などから市のホームページにアクセスし、気軽にかつ客観的にこのころの状態を確認できるメンタルチェックシステムにより、悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。【健康推進課】

※33ページ「相談先一覧」参照

(5) 命とところを支える環境づくり

市民一人ひとりがそれぞれの役割を実感し、生きがいや自己肯定感を持ちながら生活できるような環境づくりや、コロナ禍を機に顕著化した孤独・孤立の問題への対応のために、地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

①こころの居場所*や活躍の機会の創出

- ・市民の主体的な生涯学習活動や文化芸術活動を支援し、やりがいや活躍の機会を創出します。
【生涯学習課】
- ・地域づくり活動や市民活動（まちづくり協議会や市民活動団体などの協働のまちづくり）への支援により、よりどころとなる地域の居場所づくりの促進や活躍の機会を創出します。
【協働推進課】
- ・障がい者の社会参加などを促進するため、NPO法人などと連携し、居場所づくりを推進します。
【福祉課】
- ・教育支援センターにおいて、「不登校等相談ダイヤル」を設置し、保護者や児童生徒の悩み等に寄り添い、支援を行います。
【学校教育課】
- ・学びの多様化教室「にじ色」において、登校できないが学力をつけたい生徒を対象に、活動や学習活動を行い、自己決定する力を養いながら自己実現を図ることができるよう支援を行います。
【学校教育課】
- ・登校できない児童生徒を対象に、オンライン等を導入・活用し、新たな居場所づくりを進めます。
【学校教育課】
- ・子どもたちが地域の方々とふれ合う機会を増やし、学校以外でも所属感や満足感が得られる活動を通じ、地域への貢献感を増やします。
【学校教育課】
- ・学校・家庭・地域・市民活動団体・行政が連携し、こどもの居場所づくりに努めます。
【学校教育課、こども政策課、こども家庭センター】
- ・適応指導教室（であい塾）において、不登校及び不登校傾向にあるなど、学校生活に適応することが困難な児童生徒を対象に相談活動や学習指導を行い、個々が自立の方向を見だし、自己実現を図ることができるよう本人や保護者の支援を行います。
【学校教育課】

- ・生きづらさを抱える人や孤独・孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、民間団体等への支援を通じて孤独・孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

【福祉課、こども政策課、こども家庭センター、高年介護課】

②高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり

- ・高齢者健康教室の開催や長寿会活動の支援などにより、高齢者の交流を促進し、閉じこもり防止や生きがいづくりにつなげます。

【高年介護課】

- ・シルバー人材センターなどの活用により、高齢者の雇用の促進や生きがいづくりを進めます。

【雇用・産業創出課】

③自殺対策の視点を持った取り組み

- ・庁内関係部署が、一人ひとりの命とところを支える観点から、常に関わる方々の表情や言動などを注視し、こころの変調に気づき、適切な対応をとることができるよう配慮し、自殺対策の視点を持ちながら、様々な取り組みを進めます。

※ 27 ページ「自殺対策の視点を持った取り組み」参照

*こころの居場所とは

その人が、生きいきと輝ける場所や、自分の能力や役割を発揮できる環境のこと

5. 課題別の取り組み

(1) 心身の健康の保持増進

心身の健康に不安や悩みを抱える人やその家族が、専門家の相談や適切な医療が受けられる環境を整備する必要があります。

特に高齢者では心身の不調をきっかけに地域から孤立したり要介護状態になるなど、複数の問題に発展する可能性が高くなります。年齢や年代が抱える課題には差異があることから、ライフステージに応じた心身の健康の保持増進が必要です。

①心身の健康に問題を抱える人への支援

- ・心身の健康に不安や悩みを抱える人やその家族が、専門家の相談や適切な医療を受けられるよう支援を行います。【健康推進課】

- ・早期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、産科医療機関との連携を図り、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。【こども家庭センター】

- ・妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、助産師等の専門家による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。【こども家庭センター】

- ・産後に心身の不調や育児不安を抱える産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、より安心して子育てができるよう支援します。【こども家庭センター】

②ライフステージに応じた心身の健康の保持増進

- ・健康の保持増進に向け、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防の支援を行います。【健康推進課】

- ・生涯を通じた生活習慣病予防として、若年層からの健康診査を実施し、自らの健康を守る力をつけるための支援を行います。【健康推進課】

- ・「ぎふ いのちの教育」をもとに、いのちの大切さや、こころの健康の保持に関する教育を推進するとともに、児童生徒が困りごとやストレスを感じた時に、身近な人に相談するなどの対処する力が養われるよう、たくましく生きるための教育を推進します。【学校教育課】

・十分な睡眠や休養をとるなど、こころと身体の健康保持に向け、様々な保健指導の機会を通じた支援を行います。 【健康推進課】

・高齢者が安心して暮らせるよう、フレイル予防や加齢に伴う身体機能の低下の予防を目的とした講座の開催などにより、健康づくりを推進します。 【高年介護課、健康推進課】

・認知症予防に関する講座の開催などにより認知症予防を推進します。 【高年介護課】

(2) 家庭問題に関する支援

自殺の原因・動機となる家庭問題には、親子や夫婦をはじめとする家族間の不和、家族からのしつけや叱責、家族の死亡、家族の将来への悲観、子育ての悩み、介護・看護の疲れや虐待などがあります。

このような問題に対して、自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができる相談体制の充実や適切なサービスの利用により、家族が抱える問題を軽減する支援が必要です。

①子育て、介護などの家庭問題への支援

・様々な悩みに関する相談を受ける福祉サービス総合相談支援センターを設置し、相談体制の充実を図ります。 **【福祉課】**

・障がい児・者の特性に応じて、適切な障がい福祉サービスなどの利用を支援し、日常生活の自立及び社会参加の促進を図ります。 **【福祉課、こども家庭センター】**

・妊産婦、こどものいる家庭の課題・ニーズに応じて、適切な情報提供や関係機関と連携した支援を行います。 **【こども家庭センター】**

・各学校において、スクールカウンセラーを配置し、こどもの諸問題に対する保護者の悩みに丁寧に対応するなど適切な支援を行います。 **【学校教育課】**

・心身に発達の遅れが見られるなど、就学や進学にあたって支援を要する児童生徒の保護者に対する相談体制を整えるとともに、関係機関と協力し、個別の障がいや発達の状態に応じたきめ細かな対応を行います。 **【学校教育課】**

・民生児童委員による世帯訪問などにより、地域で不安や悩みを抱える人に気づき、その人に合った適切な支援や相談機関につなげます。 **【福祉課、こども家庭センター、高年介護課】**

・地域包括支援センターを設置し、高齢者や高齢者を介護している人、民生児童委員、地域住民からの様々な相談に応じ、心身の負担軽減を図るとともに関係機関と連携した支援を行います。 **【高年介護課】**

・家庭児童相談員や女性相談支援員による相談対応等により、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などに対する支援を行います。 **【こども家庭センター】**

- ・経済的な問題や心身の不安などの問題を抱える母子を母子生活支援施設に保護し、心身の不安の解消や生活に関する相談、自立促進のための支援を行います。

【こども家庭センター】

- ・障がい者や高齢者の虐待に関する相談に対し、福祉サービス総合相談支援センターや地域包括支援センターと連携を図りながら、適切な対応を行います。

【福祉課、高年介護課】

(3) 働きやすい環境づくり

配置転換、長時間労働、職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、不安やストレスが重なり、自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

働き方改革の取り組みや職場のメンタルヘルス等の対応、働きやすい、働きがいのある職場環境づくりが求められています。

①働きやすい、働きがいのある環境づくりの促進

・多様な働き方を認め合い、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりのための啓発を行います。 **【生涯学習課】**

・経営者などが率先してメンタルヘルス対策に取り組むよう、商工会議所・商工会、よろず支援拠点などと連携した支援を行います。 **【雇用・産業創出課】**

・長時間保育、病児保育、ファミリーサポート、放課後児童クラブなどによる働きながら子育てできるサービスの充実を図ります。 **【こども政策課】**

②労働問題に関する支援

・解雇や賃金未払い、労働条件などの問題に関する相談先の情報提供を行い、労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できるよう、労働基準監督署や飛騨地域勤労者サポートセンターなどと連携した支援を行います。 **【雇用・産業創出課】**

（４）経済的な支援の充実

生活困窮状態となる背景には、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすいという傾向があります。

生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性の向上については、国を挙げての取り組みが進められており、本市でも関係機関と連携した取り組みを進めます。

①生活困窮者の保護

- ・福祉サービス総合相談支援センターの窓口と生活保護担当者が連携を密に行い、必要に応じ速やかに生活保護申請につなげます。【福祉課】

- ・経済や環境上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行うなどの必要な支援につなげます。【高年介護課】

- ・福祉金庫資金の貸付などによる経済的な支援により、市民生活の安定を図ります。【福祉課】

②生活困窮者などの自立への支援

- ・福祉サービス総合相談支援センターが窓口となり、相談者一人ひとりの困りごとに合わせた支援を行います。【福祉課】

- ・ひとり親家庭などの医療費に対する助成や職業訓練中の生活支援などにより、自立促進のための支援を行います。【福祉課、こども家庭センター】

- ・病気や事故などにより親などを亡くした満１８歳までの遺児への激励金の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。【こども家庭センター】

- ・働くことについて様々な悩みを抱える若者の相談に対し、相談先の情報提供を行い、社会的・職業的自立の支援を行います。【雇用・産業創出課】

- ・国民健康保険料や介護保険料の支払いが困難な人の相談に対し、個々の生活状況等に応じてきめ細やかに対応します。【高年介護課、国保年金課】

- ・中小企業者などに対する融資や利子・保証料補給により、中小企業者の経営安定化を支援するとともに、勤労者の生活安定資金融資や保証料補給により、勤労者の生活の安定化のための支援を行います。【商工振興課、雇用・産業創出課】

自殺対策の視点を持った取り組み

(20ページ関連)

高山市が実施あるいは関係する様々な取り組みにおいて、一人ひとりの命とところを支える観点から、常に関わる方々の表情や言動などを注視し、こころの変調に気づき、適切な対応をとることができるよう配慮します。

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
1	教育大綱の推進	教育大綱の基本方針には、命を守る、他者への思いやり、いじめ防止、悩みや困難への支援など、自分や他者の命を大切にすることといった願いが込められており、それらの具現化を図るため各種施策の充実を進めます。	総合政策課
2	児童生徒等の重大事態調査委員会の運営	小中学生のいじめに起因する自殺など重大事態が発生した際に、原因究明と再発防止を図ります。また、重大事態の未然防止につながる取り組みを進めます。	総合政策課
3	誰にもやさしいまちづくりの推進	互いを理解し、尊重し、支え合う心を育てることなどにより、誰もが個人として尊重され、個性が大切にされるまちの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく「誰にもやさしいまちづくり」を進めます。	総合政策課
4	職員のメンタルヘルスの維持向上	ストレスチェックの実施や専門家などによる相談体制の充実を図るなど、職員の健康の保持増進に努めます。	総務課
5	職員研修の実施	メンタルヘルスに関する研修や働き方改革に関する研修を実施するなど、こころの病気の予防やワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	総務課
6	高山市避難所運営マニュアルの運用	長期にわたる避難生活者の精神的ストレスを軽減するためメンタルケアを実施します。	危機管理課
7	人権啓発の実施	様々な人権問題について、講演会等を通じて理解を深める取り組みを進めます。	生涯学習課

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
8	まちづくり協議会の主体的な活動に対する支援	地域の課題解決に向け、財政的、人的支援を実施するとともに、地域の多様な主体の協働を促進するための取り組みを進めます。	協働推進課
9	高山市子ども会育成連絡協議会の運営	子ども会の育成・支援を行い、こどもの居場所づくりに努めます。	生涯学習課
10	高山市青少年育成市民会議の運営	少年の主張コンクールなどの事業を通して、青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課
11	女性青少年会館・勤労青少年ホームの運営	女性青少年が交流を図る場所を提供します。	生涯学習課
12	日常生活用具の給付	障がい者の日常生活への支援及び社会参加への促進を目的に、日常生活用具の給付、購入に伴う利用者負担の助成を行います。	福祉課
13	福祉ホーム運営費の助成	低所得の障がい者に対し、低額な料金で住居や設備などを提供する福祉ホームの運営費の補助を行い、障がいを理由とする生活困窮を未然に防止します。	福祉課
14	精神障がい者の社会参加の促進に向けた支援	精神障がい者の社会参加を促進するために、定期的に創作活動、機能訓練などを行う機会を提供する場所の運営を市内の事業者へ委託します。	福祉課
15	障がい者手当の給付	障がいの程度に応じた各種手当を支給し、障がい者及びその家族の日常生活の経済的支援を行います。	福祉課
16	難病療養者通院費助成	飛騨地域以外の遠方への通院にかかる交通費などの負担軽減を目的に助成を行います。	福祉課
17	障がい児通園等助成	障がい児の通院や通園に対し、通院などの負担軽減を目的に助成を行います。	福祉課

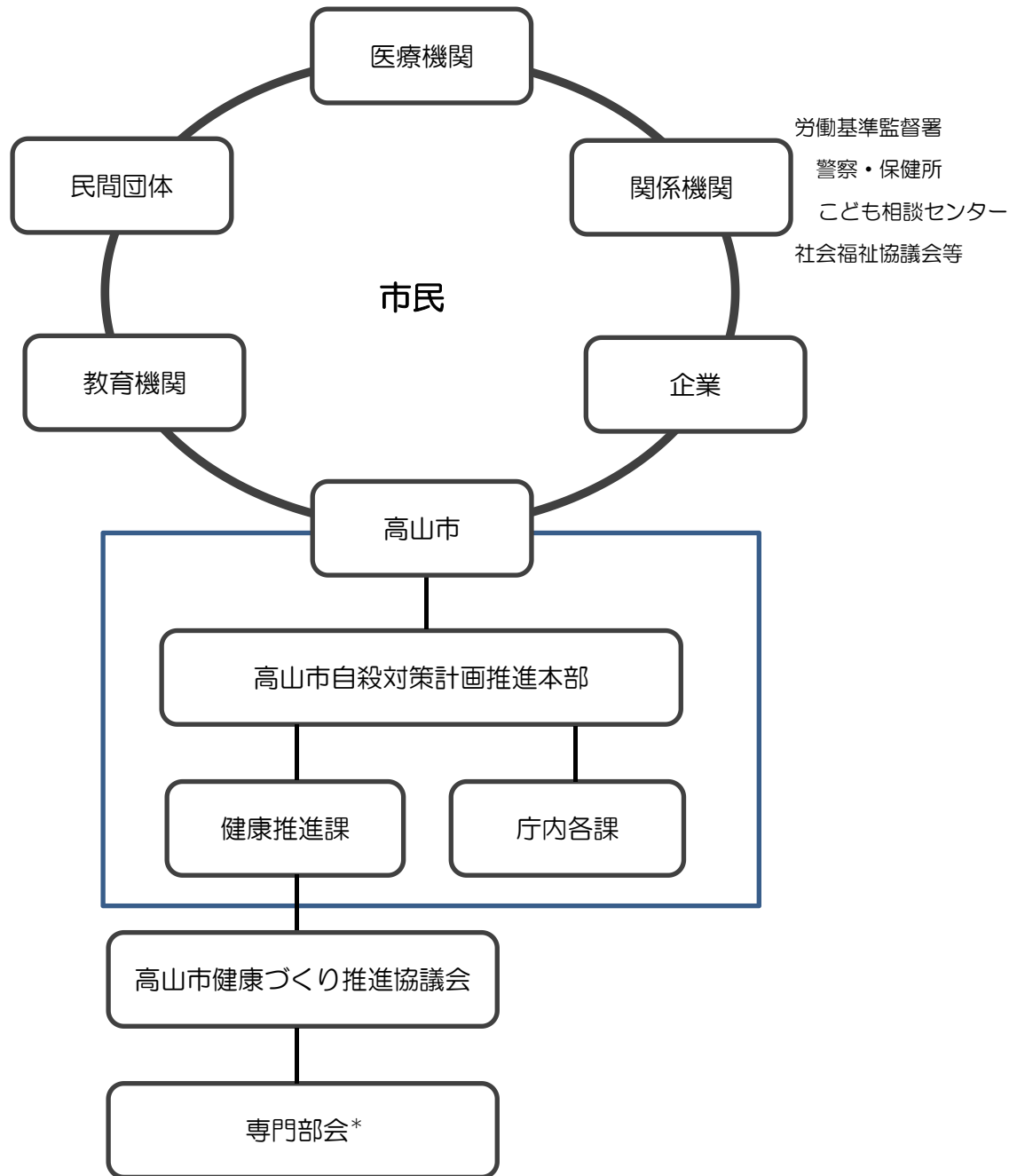
番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
18	障がい者差別解消の推進	障がいに対する理解を深めるための啓発などを行い、障がい者の不安を解消し、地域で暮らしやすい環境を整備します。	福祉課
19	地域自立支援協議会の運営	障がい者が地域で自立した生活が送れるように医療・保健・福祉・教育及び就労など関係機関とのネットワークの構築を図ります。	福祉課
20	つどいの広場の運営	子育てコーディネーターが乳幼児を持つ保護者からの相談や言動の変化などに気づき、必要に応じ関係機関とも連携し早期の対応を図ります。	こども政策課
21	子育て支援センターの運営	子育てに関する情報提供や仲間づくりを支援し、孤独感や育児不安の解消への支援を行います。	こども政策課
22	児童センター等の運営	安全・安心な遊び場の提供や子育て中の親同士の交流を促進します。	こども政策課
23	子育て短期支援の実施	保護者の疾病などに対応する一時的・緊急的な養育を行うため、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	こども家庭センター
24	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事や育児などに対して、不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦・ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安の傾聴や家事・育児支援を実施します。	こども家庭センター
25	養育支援訪問事業の実施	養育支援が必要な家庭に対して、保健師や助産師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行います。	こども家庭センター
26	ひとり親家庭などの相談支援	ひとり親家庭などの相談支援などを通じ、自殺リスクの早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携した早期の対応を図ります。	こども家庭センター
27	サポートブックの活用	サポートブックを活用した妊娠期からこどもの自立までの切れ目のない支援や円滑な支援の引継ぎに取り組みます。	こども家庭センター

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
28	認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う認知症サポーターを養成します。	高年介護課
29	認知症フレンドリー社会の推進	認知症に対する理解の促進などにより、認知症になっても暮らしやすい認知症フレンドリー社会の実現を図ります。	高年介護課
30	妊娠期から子育て期への伴走型相談支援の推進	妊娠期から子育て期にわたり、伴走型相談支援による面談等により、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別のサポートプランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関との連携による、切れ目のない支援を行います。	こども家庭センター
31	産後うつ等、リスクが高い妊産婦への包括的な支援	妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの全戸訪問事業）等の実施により、妊産婦自身の健康の保持増進を図り、精神的に不安定になりやすい母親を早期発見するとともに、ケアを必要とする人に対し、心身のケアや育児のサポートなど必要な支援を行います。	こども家庭センター
32	養育医療の給付	未熟児などで入院加療が必要な乳児の保護者に対して、必要な医療の給付を行います。	こども家庭センター
33	国保診療所、歯科診療所の運営	市民に近い場所で予防と治療を一体的に提供し、市民の心身の健康の保持増進を図ります。診療を継続することで、市民の健康の維持増進とこころの安定を図ります。	医療政策課
34	救急医療体制の確保	休日診療所や在宅当番医制の運営により、市民生活の安定を図ります。	医療政策課
35	地域医療の確保	病院に対する支援により、安定した医療を確保することで、市民生活の安定を図ります。	医療政策課
36	商工相談の実施	様々なリスクを抱えた市内経営者を早期に発見し、融資、経営、ものづくりなどに関する相談機関へつなげます。	商工振興課

番号	取り組み	内容	担当課 (主管課)
37	中小企業資金融資	企業に対し、資金調達のセーフティネットとして資金の融資や利子補給を行うことで、経営への支援を行います。	商工振興課
38	勤労者の生活安定資金融資	勤労者に対し、生活に必要な資金の融資や利子補給を行うことで、安定した生活を送れるよう支援を行います。	雇用・ 産業創出課
39	創業資金融資	融資や利子補給を行うことで、創業時や創業後の不安定な経営状況の改善を図ります。	雇用・ 産業創出課
40	地元就職した若者への助成	支援金給付や住居賃借・奨学金返済費用への補助により、地元就職した若者が安定した生活を送れるよう支援を行います。	雇用・ 産業創出課
41	外国人相談窓口の運営	在住外国人が安心して働き、生活できるように困りごとや悩みに寄り添った対応を行います。	秘書交流課
42	公営住宅の運営	住宅のセーフティネットとしての公営住宅を確保し、居住者や入居申込者の生活上の問題を把握した場合は、適切な窓口を紹介するなど、必要な支援へつなぐ取り組みを推進します。	建築住宅課
43	幼・保・小・中学校及び義務教育学校の切れ目のない支援	サポートブックや朝のスタートプランなどを活用し、保護者の合意の下で幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校（義務教育学校においては、前期課程から後期課程）への適切な支援体制を充実させていきます。	学校教育課
44	市民への窓口対応	窓口で職員それぞれが市民と関わる際に、悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要に応じて関係部署につなぐ支援を行います。	全般

第4章 自殺対策の推進体制等

1. 自殺対策の推進体制



*自殺対策に関する協議をする部会

2. 相談先一覧

【こころの不安や悩みなどの相談】

相談内容	問い合わせ先
精神科医師によるこころの健康相談	飛騨保健所 0577-33-1111
公認心理師・臨床心理士によるこころの健康相談	高山市健康推進課 0577-35-3160
法律とこころの相談会	飛騨保健所 0577-33-1111
心身の健康に関する相談	高山市健康推進課 0577-35-3160
	飛騨保健所 0577-33-1111
自殺予防の専用ダイヤル	＃いのちＳＯＳ (NP0法人 自殺対策支援センターライフリンク) 0120-061-338
どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します	よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) 0120-279-338 (24時間対応)
様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる人の相談電話です	いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) 0120-783-556 058-277-4343
	いのち・サポートひだ こころの電話 0120-36-4670
健康、医療、メンタルヘルス、育児などの相談について電話対応	健康・医療相談ダイヤル24 0120-54-7830

【虐待、人権に関すること、いじめなどについての相談】

相談内容	問い合わせ先
女性の悩みごと、家庭児童に関する こと	高山市こども家庭センター 0577-35-3179
障がい者に関すること	高山市福祉サービス総合相談支援センター 0577-35-3002
高齢者に関すること	高山市地域包括支援センター 0577-35-2940
人権に関すること	岐阜地方法務局 高山支局 0577-32-0915
犯罪被害者の相談	ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783
なんでも相談窓口	高山市福祉サービス総合相談支援センター 0577-35-3002
いじめや不登校などのトラブルに関 わる児童生徒の不安や悩みに関する こと	教育相談窓口 0577-53-2368 0577-35-3154
児童生徒の不登校などに関すること	教育支援センター 0577-53-2300
	であい塾 0577-53-3770
こどもの悩み、非行、いじめ、しつ け、虐待など	飛騨子ども相談センター 0577-32-0594
子育て、学校、家庭、発達の相談	ひだ子ども家庭支援センターぱすてる 0577-37-1061
発達相談	高山市こども家庭センター 0577-35-3179
児童生徒のいじめに関すること	いじめSOSダイヤル 0577-35-3500
いじめやこどもの悩みに関すること	24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
18歳までのこどものための電話相談	チャイルドライン 0120-99-7777

【多重債務や日常生活の困りごとについての相談】

相談内容	問い合わせ先
無料法律相談	高山市福祉課 0577-35-3139
法律相談	岐阜県弁護士会（高山法律相談センター） 058-265-0020
法的トラブルの相談	法テラス（日本司法支援センター） 0570-078374
生活困窮者自立相談支援窓口 （仕事やお金、生活のこと）	高山市福祉サービス総合相談支援センター 0577-35-3002
なんでも相談窓口 （毎日の暮らしの悩み、お困りごとなど）	
契約トラブルや多重債務に関する相談	高山市消費生活センター 0577-35-2030
	消費者ホットライン 局番なし 188
15歳～39歳までの若者とその保護者を対象とした就労に関する相談	岐阜県若者サポートステーション 0577-35-4770
勤労者を対象に、労働問題や生活・金融・保障などに関する相談	飛騨勤労者サポートセンター 0577-57-8002
労働トラブルに関する相談	高山労働基準監督署 0577-32-1180
在住外国人の日常生活の困りごとなどに関する相談	高山市外国人相談窓口 0577-35-3130

【自死遺族を対象とした相談】

相談内容	問い合わせ先
同じ体験を持つ人たちが集い、お互いを支え合う会	千の風の会（岐阜県自死遺族の会） 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724

一人ひとりの命とところを支える計画
(高山市第2期自殺対策計画)
令和7年3月

■発行 高山市医療保健部健康推進課
〒506-8555
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
電話 0577-35-3160